

(写)

事務連絡
令和5年3月27日

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正に伴う就職氷河期世代を対象とした求人の申込みの取扱いについて（依頼）

日頃より職業安定行政の適正な推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

労働者の募集及び採用においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第9条の規定により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）第1条の3第1項に規定された例外事由に該当する場合を除き、年齢にかかわらず均等な機会を確保することとされています。

現在、令和5年3月31日までの間の時限措置として、一定の要件を満たす場合に、就職氷河期世代を対象とした求人の申込み等を行うことを可能としているところです。

今般、この支援の延長を内容とする労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第24号。以下「改正省令」という。）が、令和5年3月17日付けで公布され、上記措置が令和7年3月31日まで延長されました。

これまでも、職業紹介事業者にとっては、「職業紹介事業の業務運営要領」第9の5（10）において、年齢制限を行う求人の申込みがあった場合に当該求人の申込みの内容について、募集情報等提供事業者にとっては、「募集情報等提供事業の業務運営要領」第3の7（1）において、年齢制限を行う募集情報の提供依頼があった場合に当該募集情報の内容について、それぞれ労働施策総合推進法第9条に違反するものでないかの確認等をするようお願いしておりますが、就職氷河期世代を対象とした求人等についても、「記」により内容を確認の上、求人の申込みの受理等を行っていただきますよう、引き続き会員企業等への周知及び啓発への御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正省令の概要

令和7年3月31日までの間、事業主は、就職氷河期世代の方（昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの方）を対象とした募集及び採用を行うに当たり、ハローワークに以下の①から③までの要件を満たす求人申込みをした場合には、ハローワークに加え、直接募集や求人広告、民間職業紹介事業者への求人申込み等の方法を利用することが引き続き認められることとなりました。

- ① 安定した職業に就いていない者を対象としていること
- ② 期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること
- ③ 職業に従事した経験があることを求人の条件としないこと

2. 求人の申込みの受理等に当たっての確認のポイント

求人の申込みの受理等に当たっては、既にハローワークに求人の申込みを行っているか、及び「1」の①から③までの要件に該当するか、以下に基づき確認を行うようお願いいたします。

なお、確認のポイントの中で該当しないものがある場合には、当該求人の申込み等の内容が法令に違反することとなりますので、求人者に対して修正を行うよう働きかける等、適切に対応するようお願いいたします。

確認を要する点	確認のポイント
ハローワークに同じ求人を申し込んでいるか	求人者に対し、ハローワークに同じ求人を申し込んでいるか確認するようお願いいたします。なお、求人企業は、求職者の方にかかわらず、求人において、 <u>その求人をハローワークにも申し込んでいること又はハローワークの求人番号を明示することが望ましい</u> とされています。（「労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係る Q&A」 Q7-10）

	要件	確認のポイント
① -1	昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの方を対象としているか	求人票等において、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者を対象とする旨の記載（又は対応する対象年齢の記載）があるか確認するようお願いいたします。なお、例えば、昭和43年4月2日～昭和53年4月1日生まれの者を対象とするなど、 <u>その一部の年齢に限定することは認められません。</u>
① -2	安定した職業に就いていない方を対象とする	求人票等において、安定した職業に就いていない方を対象とする旨の記載があるか確認するようお願いいたします。

	しているか	(※)「安定した職業についていない者」とは、雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者や、概ね1年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が乏しい者(正規雇用の在職求職者は除く。)であることをいいます。(「労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係る Q&A」 Q7-7)
②	期間の定めのない労働契約を締結することを目的としているか	求人票等において、労働契約の期間として、「 <u>期間の定めなし</u> 」「 <u>無期雇用</u> 」等と記載されているか確認するようお願いいたします。
③	職業に従事した経験があることを求人条件としていないか	必要とする又は重視する経験、技能、知識等や、免許・資格が条件として付されている場合は、それらが実務経験に関係のないものであるか確認するようお願いいたします。

3. その他の参考資料

- 募集・採用における年齢制限禁止について(リーフレットや、労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係る Q&A 等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html

(写)

事務連絡
令和5年3月27日

一般社団法人 日本人材紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正に伴う就職氷河期世代を対象とした求人の申込みの取扱いについて（依頼）

日頃より職業安定行政の適正な推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

労働者の募集及び採用においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第9条の規定により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）第1条の3第1項に規定された例外事由に該当する場合を除き、年齢にかかわらず均等な機会を確保することとされています。

現在、令和5年3月31日までの間の時限措置として、一定の要件を満たす場合に、就職氷河期世代を対象とした求人の申込み等を行うことを可能としているところです。

今般、この支援の延長を内容とする労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第24号。以下「改正省令」という。）が、令和5年3月17日付けで公布され、上記措置が令和7年3月31日まで延長されました。

これまでも、職業紹介事業者にとっては、「職業紹介事業の業務運営要領」第9の5（10）において、年齢制限を行う求人の申込みがあった場合に当該求人の申込みの内容について、募集情報等提供事業者にとっては、「募集情報等提供事業の業務運営要領」第3の7（1）において、年齢制限を行う募集情報の提供依頼があった場合に当該募集情報の内容について、それぞれ労働施策総合推進法第9条に違反するものでないかの確認等をするようお願いしておりますが、就職氷河期世代を対象とした求人等についても、「記」により内容を確認の上、求人の申込みの受理等を行っていただきますよう、引き続き会員企業等への周知及び啓発への御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正省令の概要

令和7年3月31日までの間、事業主は、就職氷河期世代の方（昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの方）を対象とした募集及び採用を行うに当たり、ハローワークに以下の①から③までの要件を満たす求人申込みをした場合には、ハローワークに加え、直接募集や求人広告、民間職業紹介事業者への求人申込み等の方法を利用することが引き続き認められることとなりました。

- ① 安定した職業に就いていない者を対象としていること
- ② 期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること
- ③ 職業に従事した経験があることを求人の条件としないこと

2. 求人の申込みの受理等に当たっての確認のポイント

求人の申込みの受理等に当たっては、既にハローワークに求人の申込みを行っているか、及び「1」の①から③までの要件に該当するか、以下に基づき確認を行うようお願いいたします。

なお、確認のポイントの中で該当しないものがある場合には、当該求人の申込み等の内容が法令に違反することとなりますので、求人者に対して修正を行うよう働きかける等、適切に対応するようお願いいたします。

確認を要する点	確認のポイント
ハローワークに同じ求人を申し込んでいるか	求人者に対し、ハローワークに同じ求人を申し込んでいるか確認するようお願いいたします。なお、求人企業は、求職者の方にかかわらず、求人において、 <u>その求人をハローワークにも申し込んでいること又はハローワークの求人番号を明示することが望ましい</u> とされています。（「労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係る Q&A」 Q7-10）

	要件	確認のポイント
① -1	昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの方を対象としているか	求人票等において、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者を対象とする旨の記載（又は対応する対象年齢の記載）があるか確認するようお願いいたします。なお、例えば、昭和43年4月2日～昭和53年4月1日生まれの者を対象とするなど、 <u>その一部の年齢に限定することは認められません。</u>
① -2	安定した職業に就いていない方を対象とする	求人票等において、安定した職業に就いていない方を対象とする旨の記載があるか確認するようお願いいたします。

	しているか	(※)「安定した職業についていない者」とは、雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者や、概ね1年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が乏しい者(正規雇用の在職求職者は除く。)であることをいいます。(「労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係る Q&A」 Q7-7)
②	期間の定めのない労働契約を締結することを目的としているか	求人票等において、労働契約の期間として、「 <u>期間の定めなし</u> 」「 <u>無期雇用</u> 」等と記載されているか確認するようお願いいたします。
③	職業に従事した経験があることを求人条件としていないか	必要とする又は重視する経験、技能、知識等や、免許・資格が条件として付されている場合は、それらが実務経験に関係のないものであるか確認するようお願いいたします。

3. その他の参考資料

- 募集・採用における年齢制限禁止について(リーフレットや、労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係る Q&A 等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html